

令和 2 年

第 1 回飯舘村議会臨時会会議録

自 令和 2 年 2 月 14 日  
至 令和 2 年 2 月 14 日

飯 舘 村 議 会

令和2年第1回飯館村議会臨時会会期日程

(会期1日間)

日次	月日	曜	区分	開会時刻	日 程
第1日	2. 14	金	本会議	午前11時00分	<p>開 会</p> <p>諸般の報告</p> <p>1. 会議録署名議員の指名</p> <p>2. 会期の決定</p> <p>3. 村長の提案理由の説明</p> <p>4. 議案審議</p> <p>閉 会</p>



令和2年2月14日

令和2年第1回飯舘村議会臨時会会議録（第1号）

令和2年第1回飯館村議会臨時会会議録（第1号）						
招集年月日	令和2年2月14日（金曜日）					
招集場所	飯館村役場 議会議場					
開閉会の日	開会	令和2年2月14日 午前11時00分				
時及び宣告	閉議	令和2年2月14日 午後 1時41分				
心（不応） 招議員及び並 出席議員に欠 びに欠席議員 出席9名 欠席0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 △○ 公欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	佐藤健太	○	2	長正利一	○
	3	佐藤一郎	○	4	高橋孝雄	○
	5	高橋和幸	○	6	渡邊計	○
	7	佐藤八郎	○	8		
	9	相良弘	○	10	菅野新一	○
署名議員	9番 相良 弘		1番 佐藤健太		2番 長正利一	
職務出席者	事務局長 但野正行		書記 高橋由香		書記 草野健太郎	
地方自治法の 第121条のた めの出席した 者の氏名 ○ 出席 △ 欠席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村長	菅野典雄	○	副村長	門馬伸市	○
	総務課長	高橋正文	○	住民課長	石井秀徳	○
	健康福祉課長	細川 亨	○	復興対策課長	村山宏行	○
	建設課長	高橋祐一	○	教育課長	三瓶 真	○
	教育長	遠藤 哲	○	代表監査委員	高橋賢治	○
	生涯学習課長	藤井一彦	○	農業委員会 会長	菅野啓一	△
	農業委員会 事務局長	山田敬行	○	選挙管理委員 会長	伊東 利	○
	選挙管理委員 書記長	高橋正文	○			
議事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

令和2年2月14日（金）午前11時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 村長の提案理由の説明
- 日程第 4 議案第1号 令和元年度飯舘村一般会計補正予算（第10号）
- 日程第 5 議案第2号 飯舘村パークゴルフ場整備工事請負契約の変更について
- 日程第 6 議案第3号 農業水利施設等保全再生事業 ため池放射性汚染物質拡散防止対策  
工事（入山田・山田地区）請負契約の変更について
- 日程第 7 議案第4号 深谷地区多目的交流広場整備工事請負契約の変更について
- 日程第 8 議案第5号 大師堂住宅団地敷地造成工事請負契約の変更について
- 日程第 9 承認第1号 専決処分の承認について

## 会 議 の 経 過

### ◎開会の宣告

議長（菅野新一君） 本日の出席議員9名。定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第1回飯舘村議会臨時会を開会します。

（午前11時00分）

### ◎開議の宣告

議長（菅野新一君） これから本日の会議を開きます。

### ◎諸般の報告

議長（菅野新一君） 本日の議事日程及び議案は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（但野正行君） 報告します。

本臨時会に村長から送付ありました議案は、予算案件1件、その他案件4件、承認1件、計6件であります。

次に、閉会中の特別委員会の活動状況であります。東京電力福島第一原子力発電所事故災害復興対策特別委員会が1月10日、17日、24日に東京電力への要求事項及び中央省庁への要望事項取りまとめのため開催され、2月4日から6日に要求・要望活動が実施されています。

次に、広報編集特別委員会が1月22日に広報編集のため開催されております。

次に、飯舘村議会改革特別委員会が1月24日に調査のため開催されております。

次に、議会運営委員会が本日、本臨時会の会期・日程等の議会運営協議のため開催されております。

次に、議長公務及び議員派遣状況についてであります。お手元に配付の報告書のとおりであります。

次に、本臨時会に説明員として村長ほか関係者の出席を求めています。

次に、監査委員から、令和元年11月、12月分の例月出納検査の結果について議長に報告されております。

以上であります。

### ◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（菅野新一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、9番 相良 弘君、1番 佐藤健太君、2番 長正利一君を指名します。

### ◎日程第2、会期決定の件

議長（菅野新一君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日限りにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りに決定しました。

◎日程第3、村長の提案理由の説明

議長（菅野新一君） 日程第3、村長提出の議案第1号から議案第5号及び承認第1号を一括して、村長の提案理由の説明を求めます。

村長（菅野典雄君） 本日、ここに第1回飯舘村議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には何かとお忙しいところご出席いただき、厚く御礼を申し上げます。

さて、本日の臨時会は、飯舘村パークゴルフ場整備工事及び深谷地区多目的交流広場整備工事などに、現場精査の結果、変更仮契約を締結いたしましたので、一般会計補正予算とあわせご承認をいただきたく、お集まりをいただいたものであります。

また、昨年台風19号の豪雨災害にかかわる関連予算について専決処分をさせていただきましたので、その承認についてもあわせてお願いするものであります。

それでは、提出しました議案についてご説明をいたします。

議案第1号は、令和元年度飯舘村一般会計補正予算（第10号）でございます。

既定予算に6,310万4,000円を増額いたしまして、歳入歳出予算の総額を181億8,242万6,000円といたしました。

歳出の主な内容でございますが、総務費の中の総務管理費に221万4,000円、農林水産業費の農業費に5,536万9,000円、消防費の消防費に242万8,000円などを追加したところでございます。この財源のものは地方交付税、県補助金、基金繰入金を充てております。

議案第2号であります。飯舘村パークゴルフ場整備工事請負契約の変更についてでございます。

これは、平成31年1月18日付で庄司建設工業株式会社と工事請負契約を結び工事を進めてまいりましたが、現場精査の結果、当初の工事請負額に854万3,700円を増額する請負契約の変更について議決を求めるものでございます。なお、変更後の契約金額は2億2,994万3,700円でございます。

議案第3号は、農業水利施設等保全再生事業ため池放射性汚染物質拡散防止対策工事（入山田・山田地区）請負契約の変更についてでございます。

これは、令和元年5月30日付で滝建設工業株式会社と工事請負契約を結んで工事を進めてまいったわけですが、現場精査の結果、当初の工事請負額に347万500円を増額する請負契約の変更について議決を求めるものでございます。なお、変更後の契約金額は9,310万9,500円でございます。

議案第4号は、深谷地区多目的交流広場整備工事請負契約の変更についてでございます。

令和元年5月30日付で、この工事は関場建設株式会社と工事請負契約を結び工事を進めてきたところでございますが、現場精査の結果、当初の工事請負額から239万8,000円を減額する請負契約の変更について議決を求めるものでございます。なお、変更後の契約金額は7億5,660万2,000円となります。

議案第5号は、大師堂住宅団地敷地造成工事請負契約の変更についてでございます。

令和元年7月22日付で、これも関場建設株式会社と請負契約を結んだわけですが、工事を進めてまいった結果、現場精査の結果、当初の工事請負額から446万4,900円を減額する請負契約の変更について議決を求めるものでございます。なお、変更後の契約金額は



1億168万5,100円でございます。

続いて、承認第1号でございますが、専決処分の承認についてでございます。

これは、昨年の台風19号の豪雨災害にかかわる災害復旧費等を専決処分いたしましたので、専決第1号令和元年度飯舘村一般会計補正予算（第9号）及び専決第2号令和元年度飯舘村簡易水道事業特別会計補正予算（第7号）について、その承認を求めるものでございます。

以上が、きょう提出いたしました議案の概要でございます。どうぞよろしくご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

◎休憩の宣告

議長（菅野新一君） 暫時休憩します。

なお、例により総務課長から提出議案等について説明を求めます。

（休憩中、総務課長の議案説明）

（午前11時11分）

◎休憩の宣告

議長（菅野新一君） 議案調査及び喫飯のため、引き続き休憩します。

再開は13時10分とします。

（午前11時27分）

◎再開の宣告

議長（菅野新一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時10分）

議長（菅野新一君） 議事日程の訂正をいたします。

日程第4、令和元年度飯舘村一般会計補正予算（第9号）を（第10号）に訂正いたします。

◎日程第4、議案第1号 令和元年度飯舘村一般会計補正予算（第10号）

議長（菅野新一君） 日程第4、議案第1号令和元年度飯舘村一般会計補正予算（第10号）を議題とします。

これから質疑を行います。

7番（佐藤八郎君） 13ページにおける電柱支障移転工事、これは何本というか何カ所ということになるのか。

あと、その下の在宅サービス提供加算費ということで、これは業者は何業者というか、事業所数は。村での今後のこういう事業関係は、どういうふうには計画なり予定というのはあるんでしょうか。

あと、その下の認定こども園の落雷ということで、落雷防止があつたにもかかわらず落雷したということなのか。子供の居場所なので、学校関係含めて今後の危険性はあるのかないのかわかりませんが、対応策を伺っておきます。

あと、菊池製作所の備品購入費で自主消防隊、これは何名ぐらいの体制の中でやるというふうになっているんでしょうか。

以上、伺っておきます。

総務課長（高橋正文君） まず、1点目の電柱支障移転工事ではありますが、これは電柱何本と  
いうのはちょっと聞いておりませんが、木戸木地区の光ファイバーを添架しているこのワ  
ンスパン一式で221万4,000円。電柱については何本か把握しておりません。

あと、4点目の菊池製作所の消防隊、何名程度予定しているかということではありますが、  
現在のところ6名を予定しています。

健康福祉課長（細川 亨君） 私からは、13ページ、2点目の在宅サービス提供加算費につい  
ての事業所についてであります。現在9事業所が入ってきており、在宅サービス提供に  
加算をしているという状況であります。

またこの事業所も含めながら、今、介護サービスの検討を重ねておりまして、まだ検討  
中ということでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

教育課長（三瓶 真君） 3点目の監視カメラ修繕に関しまして、落雷の防止策はどのよう  
になっていたのかというご質問であります。現在、落雷の防止のために、学校に1本、  
また近くのスポーツ公園のグラウンドに計8本の避雷針が設置されておりますので、基本  
的にはこの避雷針で落雷を防止するというような対策となっております。ただ、今回の落  
雷の場合はそれをもってしても防げなかったということで、非常に想定外といたしますか、  
そういった落雷だというふうに認識をしております。

また今後、例えば避雷針をふやすことについて等も検討いたしました。業者からの意  
見で、これ以上避雷針をふやすこととなりますと逆に雷を呼び込むという危険性も出るとい  
うような意見をいただいておりますので、それについては現在のところ実施の見込みはあり  
ません。一方で、電源、コンセント部分の雷ガード等、そういったものを加えて対策をし  
てまいりたいと思っておりますが、ただ一方で、システムの関係上どうしても有線でつな  
がっている部分がありまして、侵入を防げないところはありますので、その辺のところは  
何ともしようがないというのが現状でございます。

以上です。

7番（佐藤八郎君） 学校の隣に今度グラウンドゴルフ場とか人が集まるような、ああいうと  
ころには被雷はしないのかどうかわかりませんが、広いところに高い木とかなんかが  
あると、そこが被雷地点になったりすると。素人ですからよくはわかりませんが、多く  
聞いているので、そういう意味ではなかなか、多くするとそこが被雷地になるなんて話  
がありましたけれども、かなり会津地方とかいろんなところで、うちでも多かったです  
のを見ているので、専門家がそう言うのでそういうことなんでしょうけれども、危険は  
ないんでしょうか。

あと、深谷地区の部分でも、深谷の地区ではかなり落ちる場所なんですよ。私の聞き  
及ぶところでも十何回深谷でも落ちているというのも歴史的にはあるので、そういう点  
では全体的には総合してどうなのか伺っておきます。

総務課長（高橋正文君） 雷のことではありますが、今佐藤議員からあったように、深谷地区の  
太陽光のパネルにもこのとき落雷があったということで、これは専門の業者さんに聞きま  
すと、パネルに落ちるとことはめったにないということでもありますので、このときの  
8月の雷自体が想定外の規模の雷であったのかなと考えているところであります。

ただ、その予防については先ほど教育課長も申し上げましたとおり、避雷針等も設置して予防はしていかなければいけないと考えております。全村的にも危険箇所についてはそのような考え方で進めていきたいと思っております。

6番（渡邊 計君） 15ページの備品購入費ですけれども、消防費の中、これは小型ポンプというラビット可搬式で212万8,000円ということですが、これはポンプだけだとそんなにはしないんじゃないかなと思うんですが、この内訳がわかりましたらお知らせください。

総務課長（高橋正文君） 備品購入費の内訳ということでございますが、212万8,000円でございますが、まず大きいのはやはりラビットが1機で165万円。あと、ホースが16万円。あとは給水管、吸い口ですね、これが6万2,000円ほど。あとは数千円程度の細々した部品ということになっていて、主にはやはりラビットが165万円を占めているという内容であります。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第5、議案第2号 飯舘村パークゴルフ場整備工事請負契約の変更について

議長（菅野新一君） 日程第5、議案第2号飯舘村パークゴルフ場整備工事請負契約の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。

6番（渡邊 計君） この事業費圧縮するために、土を遮蔽土を利用するという事なんですけれども、この遮蔽土を利用することによって事業費がどのくらい浮いて、そのかわり照明設備、案内設備の看板、こういうものにどのくらいかかっているのか、それぞれ詳細にお知らせいただきたい。

復興対策課長（村山宏行君） 済みません、内訳を今持っておりませんので、後ほど資料を出したいと思っております。

7番（佐藤八郎君） 環境省の遮蔽土と言われますと、仮置き場の周りに積んである遮蔽土のことを言うのかどうかわかりませんが、その遮蔽土は汚染物の土から放射線は全く移動したりはしていないのか。遮蔽土の放射線量値は土壌の検査した場合どういうものなのかと、台風で被害を受けた災害地に遮蔽土で仮にとめているのかどうかわかりませんが、村内にあちこち置いてあるようですけれども、遮蔽土というのは何ら問題なく、放射線量値にすればゼロのものだということで理解していいのかな。

復興対策課長（村山宏行君） 遮蔽土に関する放射線量でありますけれども、物理的にまがりさえし

なければ、隣接して置いたとしても放射線というのは影響ありません。ですので、遮蔽土を今回使うということでの影響はないというふうに考えております。

7番（佐藤八郎君） 今、福島原発からも今も放出されているというのが実態なんですけれども、放射線量、放射性物質そのもの。風向きによっては来る場合もあるわけなんですけれども、これはそういう使い方を全部していくということになるんですか。遮蔽土そのものはあのまま運んだりしないで、ここには運んで使うんでしょうけれども、今後仮置き場にあるものがどういう処理をされていくのかといたら、あけてその現場に拡散して終わりということになるんですか。

復興対策課長（村山宏行君） 遮蔽土につきましては、通常の砂と同じ使い方というふうに認識をしております。したがって、今回、パークゴルフ場につきましてはアンギュレーションですね、コースの起伏を出すために、そこでの盛り土に使ったということでありませ

ず。基本的に、先ほど言いましたように線量は全く影響ありませんので、通常の真砂土と一緒に使っていいということでもあります。つまり、道路の材料であったり、それから地盤の盛り土材であったり、そういった形で利用されるというふうに認識をしております。

また今、場内仮々置き場に山積みになっておりますけれども、あれはそのための準備の形で今積んでいるという状況というふうに聞いております。

7番（佐藤八郎君） 放射性物質から出る放射線は鉛か水でない限り遮断しないという学者の話がありますけれども、そうすると、例えば長泥地区の汚染土のものを周りに遮蔽土として飾った、その遮蔽土には全く、あのトンパックの材質からして鉛か何か入っていて完全に通らないようになっているのかどうかわかりませんが、全くの移動はないということになっているんですよね。

復興対策課長（村山宏行君） 重ねて申し上げますけれども、いわゆる放射性物質が入ったフレコンバッグと隣接してその遮蔽の土のうを置いたとしても、その遮蔽した土のうのほうに放射性物質が移るということはありません。ですので、全く問題ないというふうに考えております。

建設課長（高橋祐一君） 先ほどの質問の中で変更内容の費用の内訳ということで、購入土を遮蔽土にした部分で、直接工事費でありますけれども、約1,050万円が減額というふうな形になっています。

あと、照明施設についてはプラス330万円ほどということで、そのほかの部分については案内板関係と、あと現場精査の結果の変更という形になっております。

6番（渡邊 計君） 今、遮蔽土の購入が1,050万円、その分を圧縮してするということでの説明ですが、この変更理由の中に、圧縮した事業費分で照明設備及び管理施設整備等を追加施工すると。圧縮した事業費分が1,080万円で、あと照明設備330万円ということになると、大体この案内看板等、550万円ぐらいでできるということでしょうか。

建設課長（高橋祐一君） 今の金額に関して、直接工事費の金額でありまして、契約自体はプラス800万円という形になっていますので、直工ベースでいっても照明機器で330万円ということで、残り700万円以上の部分については案内板設置等で費用がかかっているという

ふうな状況になっております。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6、議案第3号 農業水利施設等保全再生事業 ため池放射性汚染物質拡散防止対策工事（入山田・山田地区）請負契約の変更について

議長（菅野新一君） 日程第6、議案第3号農業水利施設等保全再生事業ため池放射性汚染物質拡散防止対策工事（入山田・山田地区）請負契約の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7、議案第4号 深谷地区多目的交流広場整備工事請負契約の変更について

議長（菅野新一君） 日程第7、議案第4号深谷地区多目的交流広場整備工事請負契約の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。

7番（佐藤八郎君） これも環境省から無償で提供を受ける材料を使うということなので、それはどこにあって、どのようなもので、どういうことでそれを使うのか伺っておきます。

建設課長（高橋祐一君） この再生骨材であります。これにつきましては環境省の事業の中で解体工事等が出てきたコンクリートのがらをプラント処理をしまして、RC-40、40のふるいでふるった材料を使っております。これについても工事で使うということで、物の承認願ということで放射性の線量関係、試験関係のデータをいただいて使っているというところで、問題なく活用できている状況であります。

7番（佐藤八郎君） 解体の中で出たコンクリートや石や、そういうものには放射性物質は全く入っていないということでの使用なんですか。

建設課長（高橋祐一君） 解体部分については、軒下の外に出ている部分とか、実際に建物の基礎とかという形になっております。基本的にはゼロとは言えませんが、そういう部分をプラントの中で処理した結果、問題なく使えるというふうなものになっています。

7番（佐藤八郎君） 外周りのコンクリートはそのまま、中の鉄骨以外の全部、屋根や壁までリフォームしても、その軒下のコンクリートからは放射線量というのはそれなりに出るんですけども、実態としては、なぜ環境省がここに使うものだけは出てこないんですか。放射線を抜く作業でもやったんですか。

建設課長（高橋祐一君） 放射線の部分で、今言った軒下とか水が当たる部分で局所的に放射線の高いところはございます。ただ、それについてはごく一部分というふうな形になっていますので、先ほど言ったようにプラントの中で処理していく中では問題なく使えるような数字になって出てくるというところで、本当にごく一部のものであるというふうに理解しております。

6番（渡邊 計君） 掘削土量の変更ということで、2キロから5キロ運搬距離が変更になったということで予算が上がっているんですが、これはどこからどこまで場所が変わったのかお知らせください。

建設課長（高橋祐一君） 当初の2キロといいますのは、業者が決まってから協議をしながら進めていくということで標準的な2キロで当初設計をしておりましたが、最終的に役場の脇、西側、特老の部分と、あと今つくっているパークゴルフ場の脇、そこで処分をするということで運搬距離が5キロに変わったという形になっています。

6番（渡邊 計君） 今回、役場とかのところに運ぶと。では、一番最初の計画ではどこだったんですか、2キロというのは。

建設課長（高橋祐一君） それについてはまだ未確定な部分がありましたので、発注の段階で標準的な2キロで設計し、業者と協議をしながら設定していくというような考えでございました。

6番（渡邊 計君） その下の総合案内板1基取りやめということですが、これは今の道の駅のほうに案内板があるわけですが、これを取りやめて、後はつけないのか、それともこっちの公園のほうに新たに今後取りつける予定があるのか。

それと、この案内板1基99万円ということですが、先ほど終わったんですが、パークゴルフ場の案内板の看板が4つで700万円と、全然金額が合っていないということもあるんですが、それはそれで仕方ないにしても、この看板、今後別な場所に設置する予定があるのかないのか。

建設課長（高橋祐一君） 総合案内板ということで、この多目的広場の案内板というふうな計画でございましたが、道の駅の入り口のところに看板、案内板、道の駅の案内板等があります。それらを活用して張りかえ等しながら、新しい案内板を設置していきたいというふうに考えております。

2番（長正利一君） ちょっと八郎議員とダブるかもしれませんが、無償で提供される、これは大変結構でございますけれども、この広場については相当の事業料を投資するわけです。小さい子供から大人までということで大変期待する部分もありますので、やはり環

境省、無償、この流れは結構でございますけれども、やはり信頼できる部分で責任を持つものを使っていただくと。こういうものを使っていると逆な方向で勘違いされますと大変なことになりますので、そこら辺はよろしくお願ひしたいというふうに思っています。

総務課長（高橋正文君） 今、長正議員がおっしゃったとおり、ここは広場と、子供、親子なんか遊びに来て活用していただく施設ですので、その利用者に不安感を持たれないように、安心・安全をもって遊んでいただけるように、また一般の村民の方にも不安感を持たれないようなこの工事を進めてまいって、完成した暁には皆さんに利用いただけるような施設にしていきたいと考えております。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

7番（佐藤八郎君） 議案第4号について反対の立場で討論いたします。

子供、先ほど落雷の部分もありましたけれども、子供が来て遊ぶという前提の公園の中に、環境省から無償で提供ということで、482万8,000円予算減されるためのということで再生砕石を入れるという。私、村内のいろんなところはかつてくれと言われて、軒下、あとは壊されたコンクリートとかいろいろな部分ではかつておりますけれども、放射性物質がその中から抜けていないと。学校周辺なり診療所の舗装にしたって、コンクリートや舗装の中には入ったまま動かないでいると。何でこの、ここに、環境省から無償で提供受けたものだけ抜けていて安心・安全な再生砕石になっているのかわかりませんので、子供たちの健康、村民の健康を守る意味から、ここを活用される人々のためにも非常に危険を感じていますので、反対をするものであります。

議長（菅野新一君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） これで討論を終わります。

これから本案について採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（菅野新一君） 起立多数。お座りください。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8、議案第5号 大師堂住宅団地敷地造成工事請負計画の変更について

議長（菅野新一君） 日程第8、議案第5号大師堂住宅団地敷地造成工事請負契約の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9、承認第1号 専決処分の承認について

議長(菅野新一君) 日程第9、承認第1号専決処分の承認についての件を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎閉会の宣告

議長(菅野新一君) これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和2年第1回飯館村議会臨時会を閉会します。

(午後1時41分)



会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年2月14日

飯 舘 村 議 会 議 長                      菅 野 新 一

同                      会議録署名議員                      相 良                      弘

同                      会議録署名議員                      佐 藤                      健 太

同                      会議録署名議員                      長 正                      利 一